

2014年6月4日

研究コンプライアンス推進委員会承認

東洋英和女学院大学 学術研究における行動規範

本学教職員は敬神奉仕の精神に基づき、大学における学術研究が社会に貢献し社会の信頼と期待に応える使命を負っていることを自覚し、各々の立場で誠実かつ責任ある行動に努めなければならない。よって「東洋英和女学院大学公的研究費等に係る不正防止に関する規程」並びに以下の行動規範を遵守し、公正に研究を遂行しなければならない。また、学内の公正な研究環境の確立と維持に協力しなければならない。

- (1) 研究費の使用・管理に当たっては、関連の法令、通知及び本学院諸規則等を遵守しなければならない。
- (2) 研究活動においては、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐべく最大限努力しなければならない。
- (3) 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知りえた個人情報の保護に努めなければならない。
- (4) 研究活動に当たっては大学の公共性に鑑み、産官学連携をはじめとする学外組織や個人との協力関係に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- (5) 研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- (6) 不適切な行為があった場合は直ちに是正しなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

以上